

平成29年度 守口市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度守口市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化人口 144,200人

(2) 年間総処理水量 27,732,000m³

(3) 年間有収水量 16,309,000m³

(4) 主要な建設改良事業	管渠整備事業	工事費等	1,268,427千円	管渠更新工事等
	ポンプ場整備事業	工事費等	646,700千円	ポンプ設備更新工事等
	処理場整備事業	工事費等	288,139千円	処理場更新工事等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		4,279,020千円
第1項 営業収益		3,560,160千円
第2項 営業外収益		718,850千円
第3項 特別利益		10千円

		支	出
第1款	下水道事業費用		3,813,676千円
第1項	営業費用		3,433,384千円
第2項	営業外費用		378,792千円
第3項	特別損失		1,000千円
第4項	予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,188,653千円は、過年度分損益勘定留保資金557,597千円、当年度分損益勘定留保資金622,470千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,586千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		2,400,494千円
第1項	企業債		1,497,500千円
第2項	他会計負担金		113,855千円
第3項	国庫補助金		744,500千円
第4項	負担金等		100千円
第5項	その他資本的収入		44,539千円

		支	出
第1款	資本的支出		3,589,147千円
第1項	建設改良費		2,203,266千円
第2項	固定資産購入費		140,451千円
第3項	企業債償還金		1,245,430千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	松下菊水放流幹線 築造工事	千円 2,000,000	平成29年度	千円 194,480
				平成30年度	1,108,936
				平成31年度	696,584

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
電子計算機及び事務機器等借上事業	平成33年度まで	11,546千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
				資金区分	償還期限	左のうち据置期間	償還方法	その他
下水道施設整備事業	1,365,900千円	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年 7.0% 以内	政府	40年 以内	5年以内	年賦又は 半年賦 元利均等 元金均等	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合その条件に従うことができる。
寝屋川北部流域 下水道事業	131,600千円			地方公共 団体 金融機構				ただし、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
合計	1,497,500千円			その他				なお、起債前借又は翌年度に繰越して借入れることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用、特別損失
- (2) 建設改良費、固定資産購入費、企業債償還金

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 401,352千円

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち403,680千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 403,680千円

平成29年2月21日提出

守口市長 西端 勝樹